

＼令和6年度に活用できる／

特定創業支援等事業 受講のメリット

(みやスタ起業塾・飲食店開業セミナー)



○カリキュラム修了後に受けられる **4つ** のメリット

特定創業支援等事業とは、西宮市が国からの認定を受けた全4日間にわたる連続セミナーのことであり、「みやスタ起業塾」と「飲食店開業セミナー」が該当します。どちらかのセミナーのカリキュラムを**すべて受講**した方は以下のメリットを活用することができます。

1. 法人登記する際の「登録免許税」が半額になる

創業5年未満の個人が**西宮市内**で法人を設立する場合、**法務局**で法人登記する際にかかる登録免許税が半額になります(※合名会社、合資会社設立の場合は除く)。

例:株式会社の場合は最低 75,000 円が減額、合同会社の場合は最低 30,000 円が減額されます

2. 保証協会の「創業関連保証」が6か月前から利用できる

信用保証協会で受けられる「無担保・第三者保証人なしの創業関連保証」が事業開始の6か月前(通常は1~2か月前)から利用できるようになり、期間に余裕を持って資金調達等の開業準備ができます(別途審査がございます)。

3. 「新規開業資金」における貸付利率引下げの対象になる

西宮市内で創業する場合、**日本政策金融公庫**の「新規開業資金」の貸付利率が「特別利率A(女性又は35歳未満の方は特別利率B)」の適用対象となり、通常より利率が引き下げられます(別途審査がございます)。

4. 「小規模事業者持続化補助金」の「創業枠」に申請できる

日本商工会議所の販路開拓等に使用できる「小規模事業者持続化補助金」の「創業枠(最大200万円補助)」に申請可能となります。

小規模事業者持続化補助金の募集は不定期で行っておりますのでHP等で概要等をご確認下さい。

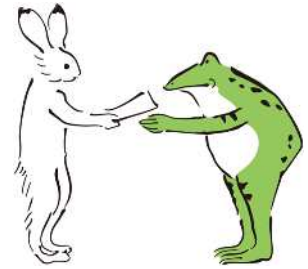
【注意:上記のメリットは令和6年度のものであり、令和7年度(2025.4.1~)以降の実施は未確定です】

○メリットを受けられる対象者は？

各メリットを活用するには、西宮市商工課の発行する証明書を各機関に提出する必要があります。

証明書の発行の対象者は、特定創業支援等事業(起業塾もしくは飲食店開業セミナー)の全カリキュラムを受講し、以下の2つの条件のどちらかに当てはまる方となります。

1. 事業を営んでおらず、これから創業を行おうとする個人
2. 事業開始日以後 5 年を経過していない個人又は法人



注意事項

- 事業開始日については開業届(法人の場合は法人設立届出書)に記載の日付で判断します。
- 西宮市外で起業(予定者も含む)される市外在住者は発行対象外です。
- 既存事業を継続しつつ、2社目以降を創業する法人は事業開始前でも発行対象外です。
- 2に該当する場合、事業開始日の確認できる資料を提出して頂く場合がございます。

○証明書の取得方法は？

全カリキュラム受講後、6か月以内に利用する使途が決まった上で、以下のいずれかの方法で申請してください。

1. メールで申請

市 HP から申請書データを DL・作成し、以下のお問い合わせ先メールアドレスまで送付ください
内容確認後、証明書を発送しますので、1週間程度でお手元に届きます。

2. 郵送で申請

市 HP から申請書を DL・作成し、以下のお問い合わせ住所まで送付ください
内容確認後、証明書を発送しますので、1週間程度でお手元に届きます。

3. 市役所に来庁して申請

ご来庁頂く日時を調整させていただきますので、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。
証明書は即日発行させていただきます。また、申請書は事前にご準備頂かなくても結構です。

○お問合せ先 (提出先)

西宮市六湛寺町 10-3 (本庁舎 8 階)西宮市商工課 商業振興チーム
TEL:0798-35-3387(平日 9:00-17:30)
Mail:shoukou@nishi.or.jp

○申請書のダウンロード

各種検索サイトで 等で検索し、
「特定創業支援等事業【受講後のメリット】」ページ内でDL可能
(※市 HP 内検索窓で 81292408 で検索も可)

